

4 保険料の減免

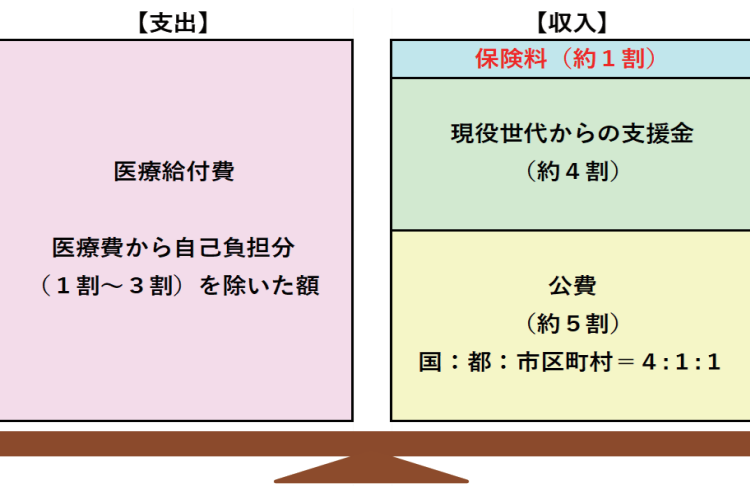
災害等により大きな損害を受けた時や、突発的な事業の休廃止、失業、長期入院等の事情により収入が著しく減少し、利用し得る資産（預貯金を含む）等の活用を図ったにもかかわらず、保険料の納付が困難な時は、申請により保険料が減免となる場合があります。お早めにお住まいの市区町村の担当窓口にご相談ください。

5 令和7年度保険料の計算例(年額)

●単身世帯で本人の収入が年金のみの場合

年金収入額	150万円	170万円	200万円	250万円
①所得金額	40万円	60万円	90万円	140万円
②賦課のもととなる所得金額 (①－43万円)	0円	17万円	47万円	97万円
③所得割額 (②×9.67%)	0円	12,329円 (25%軽減)	45,449円	93,799円
④均等割額の軽減割合	7割	5割	2割	なし
⑤軽減後の均等割額	14,190円	23,650円	37,840円	47,300円
年間保険料額(③＋⑤) (100円未満切捨て)	14,100円	35,900円	83,200円	141,000円

6 後期高齢者医療制度の財政



医療給付費(医療機関等で支払われた自己負担分(1割～3割)を除いた額)は、広域連合から医療機関に支払います。

医療給付費の財源は、約1割が皆さんに納めていただく保険料、約4割が現役世代(74歳以下)からの支援金、約5割が公費(国・都・市区町村)でまかなわれています。

7 お問合せ先

◆保険料の計算方法に関すること

広域連合お問合せセンター 0570-086-519 (※IP電話の方は03-3222-4496)

◆保険料の納付・減免の申請に関すること

お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口まで

後期高齢者医療制度の保険料について

東京都後期高齢者医療広域連合 令和7年7月

1 年間保険料の算出方法

令和7年度保険料額の決め方

均等割額
47,300円

+

所得割額
賦課のもととなる所得金額※1
×
所得割率 9.67%※2

=

年間保険料額
(100円未満切捨て)
限度額80万円※3

- 均等割額は、被保険者一人ひとりが均等に負担いただくものです。
- 所得割額は、被保険者の前年の所得に応じて負担いただくものです。
- 年間保険料額は、均等割額と所得割額の合計額です。保険料は被保険者一人ひとりにかかります。年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、都外から転入された方は、その月から月割で保険料を計算します。

※1 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

賦課のもととなる所得金額に該当する所得	賦課のもととなる所得金額に該当しない所得
公的年金等所得、給与所得、不動産所得 等	退職所得、遺族年金、障害年金、失業給付 等

- ※2 激変緩和措置の終了に伴い、令和7年度は全ての方の所得割率が9.67%となります。
- ※3 激変緩和措置の終了に伴い、令和7年度は全ての方の賦課限度額が80万円となります。

2 保険料の軽減制度

均等割額の軽減の見直し

◆均等割額の軽減対象が拡充されました

●5割軽減：43万円＋(公的年金または給与所得者の合計数－1)×10万円
＋30.5万円×(被保険者の数)以下

【参考 令和6年度：43万円＋(公的年金または給与所得者の合計数－1)×10万円＋29.5万円×(被保険者の数)以下】

●2割軽減：43万円＋(公的年金または給与所得者の合計数－1)×10万円
＋56万円×(被保険者の数)以下

【参考 令和6年度：43万円＋(公的年金または給与所得者の合計数－1)×10万円＋54.5万円×(被保険者の数)以下】

※詳細は、2ページをご覧ください

均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主※4の「総所得金額等※5を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

<表①>

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+(公的年金または給与所得者の合計数※6-1)×10万円 以下	7割
43万円+(公的年金または給与所得者の合計数※6-1)×10万円+30.5万円×(被保険者の数) 以下	5割
43万円+(公的年金または給与所得者の合計数※6-1)×10万円+56万円×(被保険者の数) 以下	2割

※4世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は均等割額の軽減を判定する対象となります。軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)時点の世帯状況により行います。

※5総所得金額等とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等(特別控除前)の合計です。65歳以上(令和7年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定します。

※6公的年金または給与所得者の合計数とは、「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」世帯主および被保険者の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

所得割額の軽減(東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減)

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額※1」をもとに所得割額を軽減しています。

<表②>

賦課のもととなる所得金額※1	軽減割合
15万円 以下	50%
20万円 以下	25%

※1 賦課のもととなる所得金額については、1ページをご覧ください。

被扶養者だった方の軽減

- 後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで、会社の健康保険など(国保・国保組合を除く)の被扶養者だった方が対象です。
- 低所得による均等割額の軽減<表①>に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

<表③>

均等割額	5割軽減(加入から2年を経過する月まで)
所得割額	負担なし

3 保険料の納め方

保険料の納め方は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りです。保険料は原則、お住まいの市区町村に納めていただきます。

特別徴収(公的年金からの天引き)

介護保険料が引かれている公的年金から保険料が引かれます。公的年金の1年間の受給額が18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回あたりに受け取る公的年金額の2分の1以下の方が対象です。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでの間、前年度の保険料額を基に仮算定された保険料額を徴収します。			前年の所得確定後、年間保険料額が決定され、その年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します。		

<注意点>

- 6月と8月については、お住まいの市区町村によって4月と同額ではない場合があります。
- 年度途中で特別徴収を中止する事由が発生した際には、普通徴収に切り替わります。

◇特別徴収とならない方の例

- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回あたりに受け取る公的年金額の2分の1を超えている方(公的年金を複数受給している場合、2分の1判定は介護保険が引かれている公的年金のみで行われます。)
- ・新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、他の市区町村から転入された方(一定期間)
- ・年度の途中で所得の修正申告などで保険料額が減額された方
- ・年度の途中で所得の修正申告などで保険料額が増額された方(差額分の保険料)
- ・介護保険料が特別徴収により徴収されない方 他

普通徴収(納付書または口座振替による納付)

特別徴収の対象とならない方は、納付書または口座振替により保険料を納めていただきます。納付期数は市区町村によって異なります。詳しくはお住まいの市区町村の担当窓口にお問合せください。

◇便利な口座振替をぜひご利用ください！

納付書で保険料を納めている方は、納期限までに納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もない『口座振替』がおすすめです。口座については、被保険者本人だけでなく、世帯主、配偶者等の口座も指定できます(特別徴収を口座振替に変更することもできます)。希望される方は、お住まいの市区町村の担当窓口にお問合せください。

<注意点>

- ・口座振替のお申込みから開始まで一定期間を要します。
- ・新たに後期高齢者医療制度の対象となった方は、それまで加入していた医療保険(国民健康保険等)の口座振替は引き継がれません。改めて口座振替の手続きが必要です。